

既に使用された高圧ガス設備の移設について

〔一般高圧ガス保安規則及び液化石油ガス保安規則 用〕

平成19年12月10日 全面改正
福島県民安全領域消防保安グループ

移設における基本的な考え方

第一種製造者、第一種貯蔵所所有者（占有者）は、高圧ガス設備の使用に際し知事等が行う完成検査を受け、省令で定める技術上の基準に適合していることの確認を受ける必要がある。

移設に係る高圧ガス設備（以下「移設品」という。）の完成検査の方法については、移設品の使用の経歴及び保管状態の記録の確認ができる場合は、当該移設品の経歴及び保管状態の記録の検査をもって、一般高圧ガス保安規則、液化石油ガス保安規則、冷凍保安規則各規則の別表1の各号に規定する記録による検査とすることができるとされている。

一方、高圧ガス設備は、個々の使用環境・使用条件等により劣化進度が異なることを踏まえれば、必要と認められる項目については、移設に際してあらためて検査を行う必要がある。

もとより、移設品の設置にあたっては、自主保安の理念に鑑み、移設品を設置する事業者自らが当該移設品の健全性・信頼性を確認することはいうまでもない。

以上のことを踏まえ、移設品の設置に際しては、次の取り扱いによることとする。

なお、本取扱いは、製造設備、貯蔵設備、消費設備等高圧ガス設備全般について同様の取扱いとする。

共通事項

- 1 耐圧試験及び気密試験は、例示基準（H13,03,23 原院第1号、同第2号）に示す方法によることとする。なお、耐圧試験は、設備の製作完了時に強度上の健全性が確認されており、その後において実際に加わる圧力以上の負荷を与えることが好ましくない場合は、非破壊検査をもって替えることができるものとする。
- 2 非破壊検査は、浸透探傷試験（PT）、磁粉探傷試験（MT）、放射線透過試験（RT）、超音波探傷試験（UT）、電磁誘導検査（ET）等のうち適切な検査とする。
なお、浸透探傷試験（PT）等の非破壊検査は、溶接部全線を行うものとする。
- 3 肉厚測定は、過去の定期自主検査等における定点測定等による傾向管理で急激な減肉の進行のおそれがないと認められる場合は不要とすることができるものとする。
従って、従前の事業所等において、肉厚測定を実施していない等により、減肉の進行が確認出来ない場合は、肉厚測定を実施することとし、測定箇所は、より腐食劣化等のおそれのある場所を適正に選定して行うものとする。
- 4 特定設備については、特定設備検査規則施行（昭和51年2月22日）以前に製造されたものは原則として移設を認めない。
- 5 現地施工配管については、認定配管（管類に係る認定試験者が当該工事を実施した場合）を除き原則として移設を認めない。
- 6 分解点検・整備（いわゆるオーバーホール）とは、設備を開放し、内部の状況を目視検査により確認し、目視検査で減肉が認められた場合は肉厚測定、劣化損傷が認められた場合は非破壊検査をそれぞれ行うこととし、必要に応じ消耗部等の交換を行う

- 7 移設品の経歴及び保管状態の記録の検査をもって記録による検査とすることができるとされるのは、移設品本体の耐圧性能、気密性能、強度等に係る部分であり、設置後における警戒標や保安距離等については、あらためて現地において完成検査を要する。
- 8 移設に際し行う各種検査において、漏れ等の異常が発見された場合は、県と協議すること。
- 9 この取り扱いに定めるもののほか、必要に応じ適切な検査を行うものとする。

設備毎の取扱い

1 特定設備（圧力容器、塔、貯槽、蒸発器等）

1 - 1 コールドエバポレーター（CE）以外の特定設備

(1)同一事業所外からの移設

ア 設備経歴の確認

設置後の来歴が明確であること。（許可証、完成検査証又は届出受理書等の写し）

特定設備検査時の成績書があること。（特定設備検査合格証の写し）

定期自主検査等（直近の定期自主検査と最新の開放検査）の記録を確認し、支障のないものであること。

イ 移設の際の検査項目

当該特定設備を製作したメーカーによる検査、高圧ガス保安協会（以下「KHK」という）による委託検査又はそれらと同等の技術的能力を有する者（指定保安（完成）検査機関等）による検査を原則とし、次の検査項目に合格すること。

耐圧試験（又は非破壊検査）

気密試験（完成検査時でも可）

必要に応じ肉厚測定

(2)同一事業所内の移設

ア 設備経歴の確認

定期自主検査等（直近の定期自主検査と最新の開放検査）の記録を確認し、支障のないものであること。

イ 移設の際の検査項目

自主検査で次の検査項目に合格すること。

気密試験（完成検査時でも可）

貯槽等特定設備本体についても、気密試験を行うものとする。（完成検査時の前検査の記録でもよい。）

1 - 2 コールドエバポレーター（CE）の場合

(1)同一事業所外からの移設

ア 設備経歴の確認

設置後の来歴が明確であること。（許可証、完成検査証又は届出受理書等の写し）

イ 移設の際の検査項目

KHKが実施する「移設性能検査」に合格したものであること。

「移設性能検査」であり「委託検査」ではない。

貯槽とレグの取付部については、溶接部全線の非破壊検査を行う。

< 注意事項 >

KHKの移設性能検査の対象範囲は、貯槽及びその内槽と一体となっている配管（内部

附属配管)であり、外槽を貫通している配管の外槽に近い第一継手部までとなっている。

従って、第一継手部以降の配管(外部附属配管含む)、バルブ、安全弁、加圧蒸発器、送ガス蒸発器、ポンプ等については移設性能検査の対象外となっているので、個々の設備毎にこの取扱いに従うこととなる。

なお、外部附属配管及び加圧(送ガス)蒸発器については、耐圧試験、気密試験(必要に応じ肉厚測定)を行うものとし、これらの試験により異常(漏れ等)が発見された場合は、溶接部全箇所の非破壊検査を行い劣化損傷の有無を詳細に確認すること。(耐圧試験、気密試験等の結果如何に関わらず、原則として、製作から概ね10年以上経過している場合又は使用環境等により劣化損傷等のおそれがある場合は、非破壊検査を行う)

肉厚測定を行う場合は、より減肉のおそれのある箇所を適正に選定して行うこと。

(2)同一事業所内の移設

ア 設備経歴の確認

定期自主検査等の記録を確認し、支障のないものであること。

特定設備検査時の成績書があること。(特定設備検査合格証の写し)

イ 移設の際の検査項目

当該設備の経歴等の確認に特段の支障がないことから、自主検査で次の検査項目に合格すること。

気密試験(完成検査時でも可)

CEは、元来、その安全性・安定性等から耐圧試験、気密試験が除外されていることから、事業所内移設であればその健全性は自ら確認していることを前提(定期自主検査等の記録により健全性の確認ができる場合)とし、貯槽本体の気密試験を省略することができるものとする。ただし第一継手以降の外部配管、蒸発器等は行うものとする。

2 弁類

2 - 1 一般弁類

(1)同一事業所外からの移設

ア 設備経歴の確認

従前と使用条件(流体ガス種、常用圧力、常用温度等)が同一であること。

原則として認定品(KHK設備試験品を含む)であり、認定試験者試験成績書等による確認ができるものであること。

イ 移設の際の検査項目

原則として分解点検・整備を行うものとするが、従前の事業所が適正に定めた周期で分解点検・整備を行っている場合で設備の健全性が確認できる場合は、不要とすることができるものとする。

(2)同一事業所内の移設

使用条件(流体ガス種、常用圧力、常用温度等)が同じであることとし、特に検査を要しない。

2 - 2 安全弁

(1)同一事業所外からの移設

原則、新規品とし移設を認めない。

やむを得ず移設する場合は、2 - 1(一般弁類)に準ずるが、移設に際しては、分解点検

整備を行ったうえで、吹き出し、吹き止まり等の作動試験を行うこと

(2) 同一事業所内の移設

使用条件（流体ガス種、常用圧力、常用温度等）が同じであることとし、特に検査を要しない。

3 圧縮機、ポンプ等動機器

(1) 同一事業所外からの移設

ア 設備経歴の確認

従前と使用条件（流体ガス種、常用圧力、常用温度等）が同一であること。

原則として認定品（KHK設備試験品を含む）であり、認定試験者試験成績書等による確認ができるものであること。

イ 移設の際の検査項目

原則として分解点検・整備を行うものとするが、従前の事業所が適正に定めた周期で分解点検・整備を行っている場合で設備の健全性が確認できる場合は、不要とすることができるものとする

(2) 同一事業所内の移設

使用条件（流体ガス種、常用圧力、常用温度等）が同じであることとし、特に検査を要しない。

4 その他の設備

1 - 1 配管類

現地施工配管については、認定配管（管類に係る認定試験者が当該工事を実施した場合）を除き原則として移設を認めない。

C E の附属配管については、1 - 1 - 2 による場合は移設を認める。

1 - 2 ディスペンサー、射出成形機等に係る圧縮装置等

弁類や配管類がユニット内に配置し、ユニット単位で移設する場合は、3（動機器）の取り扱いに準ずる。

1 - 3 移動式製造設備

ア 設備経歴の確認

設置後の来歴が明確であること。（許可証、完成検査証又は届出受理書等の写し）

容器検査成績書、認定品（KHK設備試験品を含む）の成績書があること。（容器証明書、認定試験者試験成績書等の写し）

定期自主検査等の記録を確認し、支障のないものであること。

イ 移設の際の検査項目

移動式製造設備自体の検査は、アにより使用の経歴及び保管状態の記録が確認できる場合で、保安検査証の有効期限内あれば特に検査を要しない。

完成検査において、設置事業所における停止位置、保安距離等の確認は必要となる。

従前の事業所において、休止等により保安検査証の有効期限が経過している場合は、移動式製造設備自体の検査も行うこととなる。

1 - 4 圧力計、温度計等計装類

必要に応じ精度確認検査等を行うことにより移設を認める。

